

介護従事者の処遇改善に関する手続の  
簡素化等を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 あ て  
財 務 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国では、高齢化の進展に伴い介護を必要とする者が増加する一方、介護従事者の賃金が他の産業に比べて低いことが一因となって介護人材が不足しており、政府は、介護報酬における介護職員処遇改善加算や介護職員等特定処遇改善加算により賃上げを図ってきた。

また、介護従事者のより一層の収入の引上げに向けて、本年2月から介護職員処遇改善支援補助金が支給されており、厚生労働省の社会保障審議会において、同年10月以降に臨時の報酬改定を行い、同補助金の要件・仕組み等を引き継いだ新たな加算を創設することが検討されている。

介護職員処遇改善加算等の現在の加算制度においても、提出や保管を求められる書類が多いなど、事業所の事務処理の負担が大きい中、新たな加算の創設により更なる負担の増加が懸念されているほか、介護職員等特定処遇改善加算については、事業所内の加算金の配分方法に制限があるため、事業所の実情に応じた処遇改善が図れないという指摘がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、介護従事者の処遇を改善するための加算を事業所にとってより活用しやすい制度とすることにより、介護人材を安定的に確保し、地域の介護サービスの提供体制を維持するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 新たな加算の導入に当たっては、事業所の事務処理の負担が過大にならないよう、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算との様式の一本化を行うなど、申請手続等の簡素化を図ること。
- 2 介護職員等特定処遇改善加算について、事業所の実情に応じた処遇改善を図ることができるよう、加算金の配分方法に係る制限を更に緩和するなど、より弾力的な運用を可能とする制度への見直しを検討すること。